第2節 海洋安全保障の確保

海洋国家であるわが国にとって、法の支配、航行の自由などの基本的ルールに基づく秩序を強化し、海上交通の安全を確保することは、平和と繁栄の基礎であり、極めて重要である。防衛省・自衛隊は、関係国と協力して海賊に対処するとともに、この分野におけるシーレーン沿岸国自身の能力向上の支援、わが国周辺以外の海域における様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実など、各種取組を推進している。

参照》Ⅲ部1章2節5項（海洋安全保障の確保に向けた取組）

1 海賊対処への取組

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食料の多くを海上輸送に依存しているわが国にとっては、看過できない問題である。

1 基本的考え方

海賊行為には、第一義的には警察機関である海上保安庁が対処する。海上保安庁では対処できない又は著しく困難と認められる場合には、自衛隊が対処することになる。

2 海賊行為の発生状況と国際社会の取組

ソマリア沖・アデン湾は、わが国及び国際社会にとって、欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路に当たる。当該海域については、人質の抑留による身代金の獲得などを目的とした機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊事案が多発・急増したことを受けて採択された08（平成20）年6月の国連安保理決議第1816号をはじめとする決議[1]により、各国は、同海域における海賊行為を抑止するための行動、特に軍艦及び軍用機の派遣を要請されている。

これまでに、米国など約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦などを派遣している。また、海賊対処のための取組として、09（同21）年1月に設置された第151連合任務部隊（CTF151[2]）による活動のほか、欧州連合（EU）は08（同20）年12月から「アタランタ作戦」を、NATOは09（同21）年8月から「オーシャン・シールド作戦」を行っている。各国は、現在も引き続きソマリア沖・アデン湾の海賊に対して重大な関心を持って対応している。

ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は、ここ数年、極めて低い水準で推移しているものの、海賊を生み出す根本的な原因とされて

図表Ⅲ-2-2-1 ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生状況（東南アジア発生件数との比較）

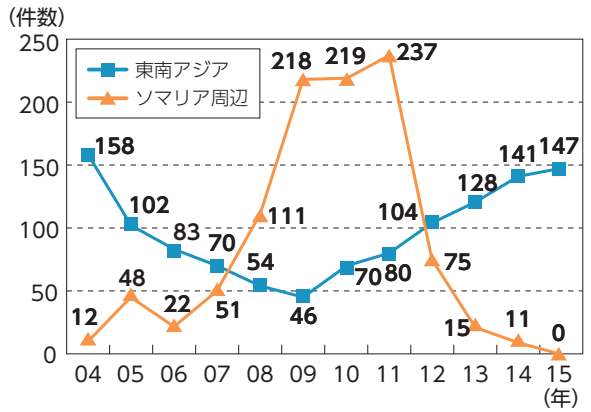

（注）　資料は、国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）のレポートによる。

1 ほかに、国連安保理が海賊抑止のための協力を呼びかけている決議としては、決議第1838号、1846号及び1851号（以上08（平成20）年採択）、決議第1897号（09（同21）年採択）、決議第1918号及び1950号（以上10（同22）年採択）、決議第1976号及び2020号（以上11（同23）年採択）、決議第2077号（12（同24）年採択）、決議第2125号（13（同25）年採択）、決議第2184号（14（同26）年採択）並びに決議第2246号（15（同27）年採択）がある。

2 バーレーンに司令部を置く連合海上部隊（CMF：Combined Maritime Force）が、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊として、09（平成21）年1月に設置を発表した。

いるソマリア国内の貧困などはいまだ解決しておらず、また、ソマリア自身の海賊取締能力もいまだ不十分である現状を踏まえれば、国際社会がこれまでの取組を弱めた場合、状況は容易に逆転するおそれがある。また、一般社団法人日本船主協会などからも引き続き海賊対処に万全を期して欲しい旨、継続的に要請を受けている。このように、わが国が海賊対処を行っていかなければならない状況に大きな変化はない。

参照》図表Ⅲ-2-2-1（ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生状況（東南アジア発生件数との比較））

3 わが国の取組

(1) 海賊対処行動のための法整備

09（同21）年3月、ソマリア沖・アデン湾においてわが国関係船舶を海賊行為から防護するため、海上警備行動が発令されたことを受け、護衛艦2隻がわが国関係船舶の護衛を開始し、P-3C哨戒機も同年6月より警戒監視などを開始した。

その後、国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、海賊行為に適切かつ効果的に対応するため、海賊対処法[3]が同年7月から施行されたことにより、船籍を問わず、すべての国の船舶を海賊行為から防護することが可能となり、また、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止するために他の手段がない場合、合理的に必要な限度において武器の使用が可能となった。

さらに、13（同25）年11月、「海賊多発地域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の施行により、一定の要件を満たした場合に限り、警備員が日本船舶に乗船し、小銃を所持した警備が可能となった。

参照》資料24（自衛隊の主な行動）、資料25（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）、資料64（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の概要）

(2) 自衛隊の活動

ア 第151連合任務部隊（CTF151）への参加

近年、海賊発生海域がオマーン沖やアラビア海まで拡散してきたことにより、特定の海域の警戒監視（ゾーンディフェンス）を実施しているCTF151などの活動範囲が広がる傾向にあり、また、水上部隊が行う直接護衛（船団に随伴して直接護衛する方式）の1回当たりの護衛隻数が徐々に減少していた。これらの状況を踏まえ、13（同25）年7月、海賊対処を行う諸外国の部隊と協調して、より柔軟かつ効果的な運用を行うため、これまでの直接護衛に加え、CTF151に参加してゾーンディフェンスを実施することを決定した。これを受け、水上部隊は、同年12月からCTF151に参加してゾーンディフェンスを実施している。航空隊も、14（同26）年2月からCTF151に参加し、これまで接することができなかった情報を入手することが可能となった。また、必要に応じ、海賊事案が発生する可能性の高い区域も飛行するなど、柔軟な警戒監視が可能となり、各国の部隊との連携が強化された。

さらに、自衛官がCTF151司令官や同司令部要員を務めることで、海賊対処を行う各国部隊との

派遣海賊対処行動航空部隊帰国行事に参加する藤丸政務官（左）

民間船舶を護衛する護衛艦

3 正式名称：「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」

連携強化及び自衛隊の海賊対処行動の実効性が向上することから、同年8月から他国が司令官を務めるCTF151司令部に司令部要員を派遣するとともに、15（同27）年5月から8月までの間、自衛隊からCTF151司令官及び司令部要員を派遣した。自衛官がこのような多国籍部隊の司令官を務めるのは自衛隊創設以来初めてであり、今後もCTF151の活動に積極的に参加することにより、わが国として国際社会の平和と安定に一層貢献していくことができるものと考えている。

イ　活動実績

現在派遣されている護衛艦は、アデン湾を往復しながら民間船舶を直接護衛する方式と、状況に応じて割り当てられたアデン湾内の割当区域で警戒にあたるゾーンディフェンス方式をとっている。また、護衛艦には海上保安官も同乗[4]している。

直接護衛では、まずアデン湾の東西に一か所ずつ定められた地点に、護衛艦と護衛対象の民間船舶が集合する。護衛の際には、必要に応じ護衛艦搭載の哨戒ヘリコプターも上空から監視にあたる。昼夜を問わず船団の安全確保に万全を期しつつ、約900km[5]を2日ほどかけて通過していく。また、ゾーンディフェンスでは、護衛艦が、CTF151司令部との調整に基づき割り振られた海域に展開して警戒監視を行い、船舶の安全確保に努めている。

16（同28）年5月31日現在で3,697隻の船舶が、自衛隊による護衛のもとで、1隻も海賊の被害を受けることなく、安全にアデン湾を通過している。

参照》図表Ⅲ-2-2-2（自衛隊による海賊対処のための活動）

一方、P-3C哨戒機も、CTF151司令部との調整により決定された飛行区域において警戒監視を行い、不審な船舶の確認と同時に、護衛艦、他国艦艇及び民間船舶に情報を提供し、求めがあればただ

図表Ⅲ-2-2-2　自衛隊による海賊対処のための活動

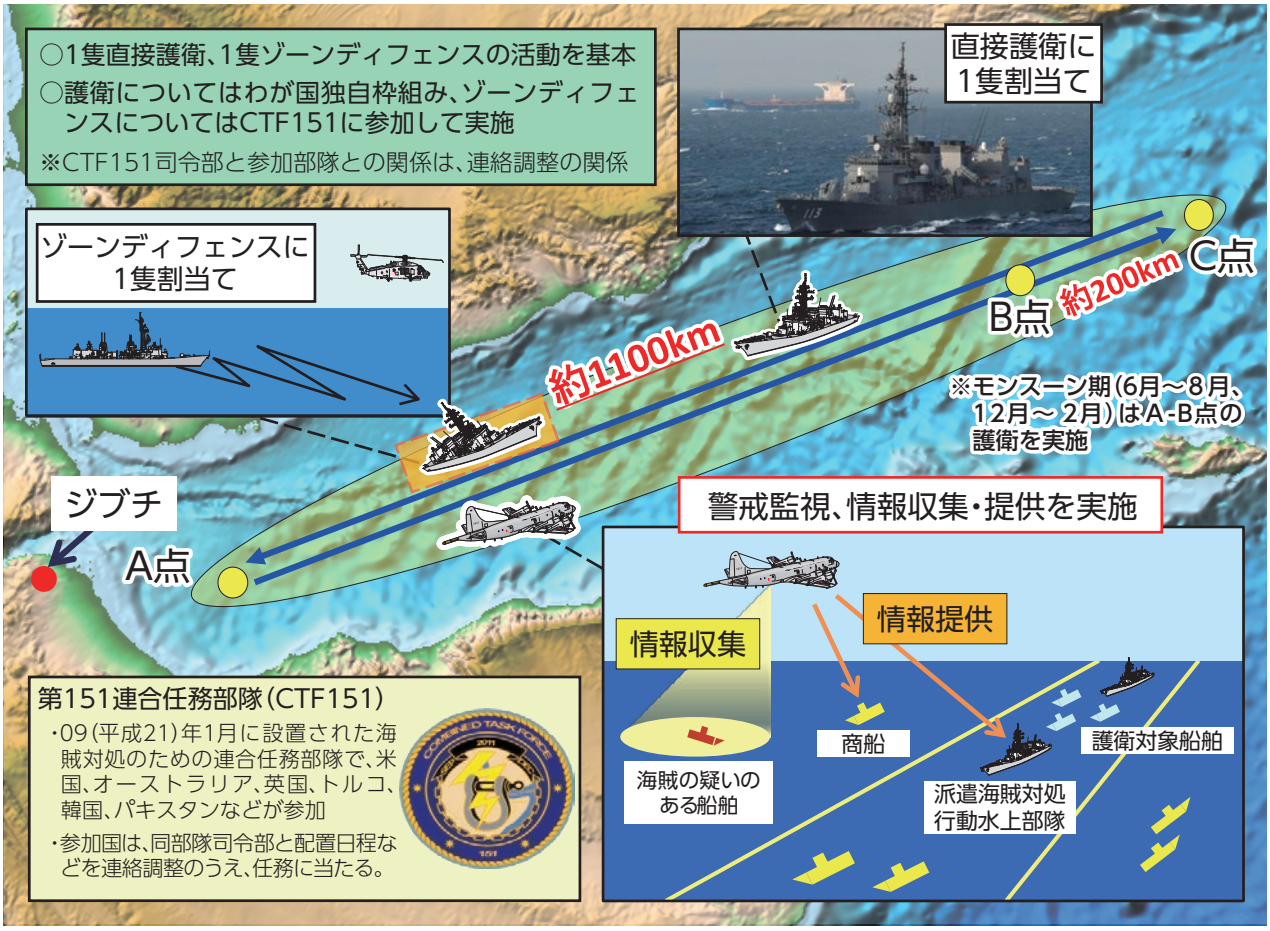

4　8名が同乗し、必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行う。
5　風浪が小さく海賊の活動海域が拡大する非モンスーン期（3月～5月、9月～11月）は、護衛航路を東方へ約200km延長して護衛活動を行っている。

VOICE

第23次派遣海賊対処行動水上部隊の任務完遂にあたって

Column

第23次派遣海賊対処行動水上任務部隊指揮官（第3護衛隊司令） 1等海佐 吉岡（よしおか） 猛（たけし）

第3護衛隊指令が指揮官となり、大湊を母港とする護衛艦「すずなみ」・「まきなみ」と第3護衛隊で編成された第23次隊は、15（平成27）年10月から翌年5月まで任務に従事しました。北国の隊員が多く、ソマリア沖・アデン湾の暑さは身にこたえましたが、当隊の活動期間は現地では比較的涼しい時期であったこともあり、皆、体調を崩すことなく無事に任務を完遂することができました。

活動期間を通じて日夜怠りなく警戒監視と直接護衛に努めた結果、海賊行為を抑止することができ、海賊による襲撃事案は生起しませんでした。また、商船で発生した急患への対応や故障した船舶の救援にもあたり、海上交通の安全確保に貢献することができたものと考えております。

各国海軍艦艇との意見交換の場では、わが国の取組が常に高く評価されていました。当隊もその一端を担うことができ、大変誇らしく感じております。

CTF465（EUの海賊対処行動部隊）司令官及び幕僚らと意見交換をする筆者（右側手前）

図表Ⅲ-2-2-3 派遣部隊の編成

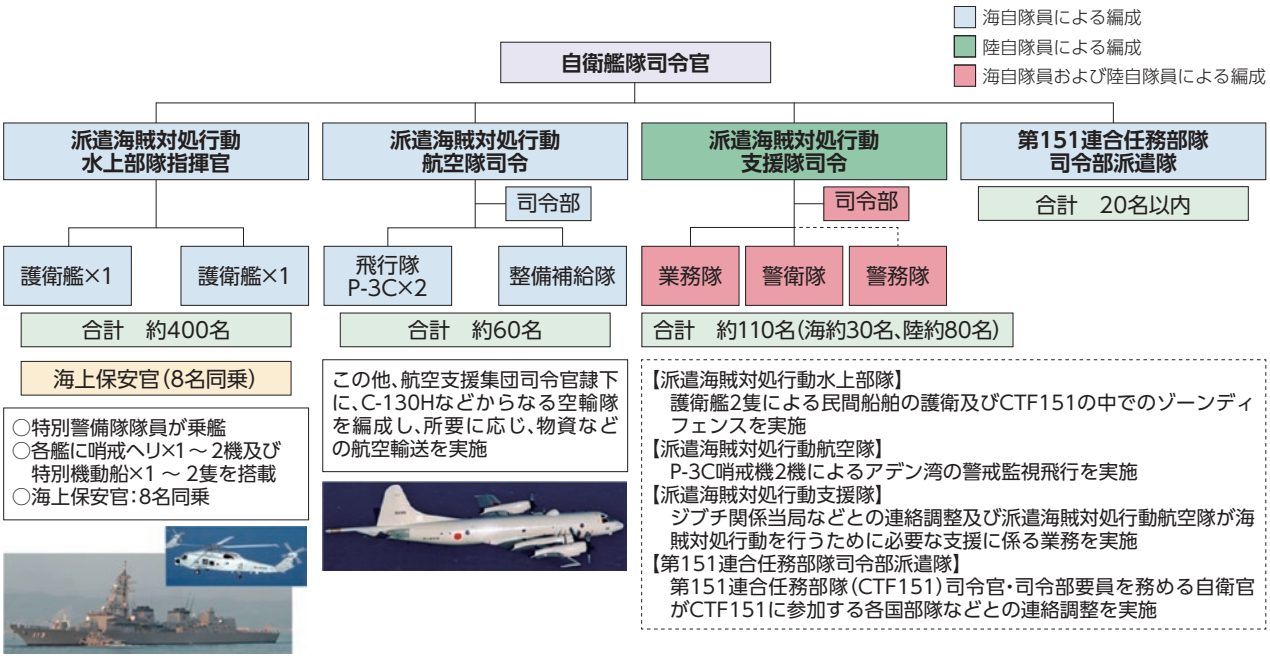

ちに周囲の安全を確認するなどの対応をとっている。収集した情報は、常時、関係機関などと共有され、海賊行為の抑止や、海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。

09（同21）年6月に任務を開始して以来、16（同28）年5月31日現在で飛行回数1,568回、延べ飛行時間約12,070時間、識別作業を行った船舶約130,300隻、船舶や海賊対処に取り組む諸外国への情報提供約11,960回である。特に、2機の海自P-3C哨戒機による活動は、アデン湾における警戒監視の約6割を占めている。

また、航空隊を効率的かつ効果的に運用するために、ジブチ国際空港北西地区に整備された活動拠点においては、陸自と海自で構成される支援隊が警備や拠点の維持管理などを実施している。さらに、空自も、本活動を支援するため、空輸隊を

解説

護衛活動に寄せられた感謝の声

Column

09（平成21）年3月に自衛隊がアデン湾における護衛活動を開始して以来、護衛を受けた民間船舶の乗員や、船舶の運航事業者から、国内外（イギリス・ノルウェー・トルコ・インド・中国・韓国等）を問わず感謝のメッセージを頂いています。ここでは、その1つをご紹介します。

■感謝のメッセージの1例

本船を所有するインドの海運会社及び本船の乗員に代わり、我々を安全に護衛した貴隊の親切かつ素晴らしい協力を賞賛致します。我々が貴隊から要請された速力を出し得なかったにもかかわらず、危険な海域において、本船を安全に護衛して頂きました。改めてお礼申し上げます。本船は、頻繁にアデン湾における国際推奨航路を通過します。その際には、貴隊の護衛を再び受けたいと願っています。また、航路の最後まで護衛してくれた貴隊隷下の護衛艦にも感謝申し上げます。

ありがとうございました。乗員の皆様によろしくお伝え下さい。

第23次派遣海賊対処行動水上部隊の活動状況
（民間船舶を護衛中の護衛艦「まきなみ」：手前）

編成し輸送任務を行っている。

参照》図表Ⅲ-2-2-3（派遣部隊の編成）

4 わが国の取組への評価

自衛隊による海賊対処行動は、各国首脳などから感謝の意が表されるほか、累次の国連安保理決議でも歓迎されるなど、国際社会から高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事する現場の護衛艦に対し、護衛を受けた船舶の船長や船主の方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せられている。

2 訓練を通じた海洋における公共の安全と秩序の維持への貢献

1 アデン湾における自衛隊と各国などの海賊対処部隊の訓練

14（平成26）年5月の安倍内閣総理大臣とラスムセンNATO事務総長との会談における合意に基づき、派遣部隊及びNATOの海賊対処部隊は連携の強化及び海賊対処にかかる戦術技量の向上を図ることを目的とし、アデン湾において同年9月と11月に共同訓練を実施した[6]。また、同年10月以降、他国軍の海賊対処部隊などとも共同訓練を実施している[6]。

アデン湾において実施されるこうした訓練は、自衛隊と各国等の海賊対処部隊の連携を強化し、海上における公共の安全と秩序の維持に資するものであり、大変重要な意義がある。

2 米国主催国際掃海訓練への参加

海自は、アラビア半島周辺海域において米海軍が主催する多国間掃海訓練に12（同24）年の初回から毎回参加しており、16（同28）年（第4回

6 これまでに、EU海上部隊とは、14（平成26）年10月に第1回、同年11月に第2回及び第3回、15（同27）年3月に第4回、16（同28）年1月に第5回の訓練を実施している。また、14（同26）年11月及び15（同27）年12月にはトルコ海軍と、15（同27）年3月及び16（同28）年2月にはパキスタン海軍と、15（同27）年12月には韓国海軍と共同訓練を実施している。

国際掃海訓練）も参加した[7]。本訓練への参加は、海自の戦術技量の向上や参加国間の信頼関係の強化に資するものであると同時に、海洋安全保障の維持にも寄与するものであり、グローバルな安全保障環境の改善に資する側面もある。

参照》資料54（多国間共同訓練の参加など（最近3年間））

◆3 共同訓練などを通じた海洋安全保障分野における協力関係の強化

15（同27）年10月、海自は、インド東方海域において、戦術技量の向上及び海洋安全保障分野における協力関係の強化などを目的とした米印主催海上共同訓練（マラバール2015）に参加[8]し、同年5月にはフィリピン海軍と、同年8月にはマレーシア海軍と「CUES（洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準）」[9]を用いた通信訓練、戦術運動などを実施した。これらの共同訓練を通じた参加国との連携の強化は、海洋安全保障の維持に寄与するものであり、大変意義がある。

3 アジア太平洋地域における取組

国家安全保障戦略や防衛大綱では、各国との海洋安全保障協力を含め、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向けた主導的な役割を発揮することとしている。

前述のとおり、防衛省・自衛隊は、インドネシア、ベトナム及びミャンマーに対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行っている。これにより、シーレーン沿岸国などの能力の向上を支援するとともに、わが国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化している。

また、13（平成25）年4月に閣議決定された海洋基本計画では、海洋の秩序の形成・発展に貢献するため、国際的な連携の確保及び国際協力の推進として、多国間及び二国間の海洋協議などの場を活用して国際的なルールやコンセンサス作りに貢献することとされている。これを受け防衛省は、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）や海洋安全保障分野におけるARF会期間会合（ISM-MS）といった地域の安全保障対話の枠組みにおいて、海洋安全保障のための協力に取り組んでいる。15（同27）年5月に開催されたシャングリラ会合の第14回会合では、中谷防衛大臣がスピーチを行い、「地域の海と空における共通ルールと法規の普及」及び「海と空の安全保障」などからなる「シャングリラ・ダイアログ・イニシアティブ」を提唱した。

ASEAN Defense Ministers' Meeting
Inter-Sessional Meeting on Maritime Security

参照》Ⅲ部2章1節3項（能力構築支援をはじめとする実践的な多国間安全保障協力の推進）
参照》Ⅲ部2章1節2項（多国間安全保障枠組み・対話における取組）

7 16（平成28）年4月に開催され、掃海母艦「うらが」及び掃海艇「たかしま」が、掃海訓練及び潜水訓練などを実施した。
8 海自の護衛艦「ふゆづき」、米海軍の空母「セオドア・ルーズベルト」など、印海軍のミサイルフリゲート「シュヴァリク」などが参加し、今後も本訓練には継続して参加する。
9 「CUES」については、Ⅲ部1章2節5項　脚注22参照。